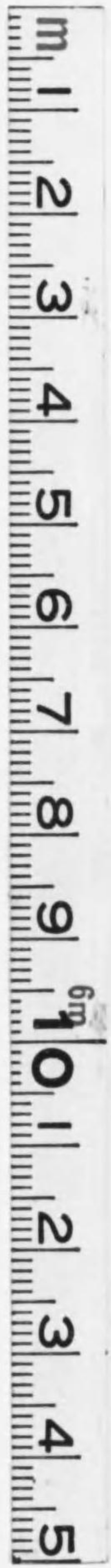
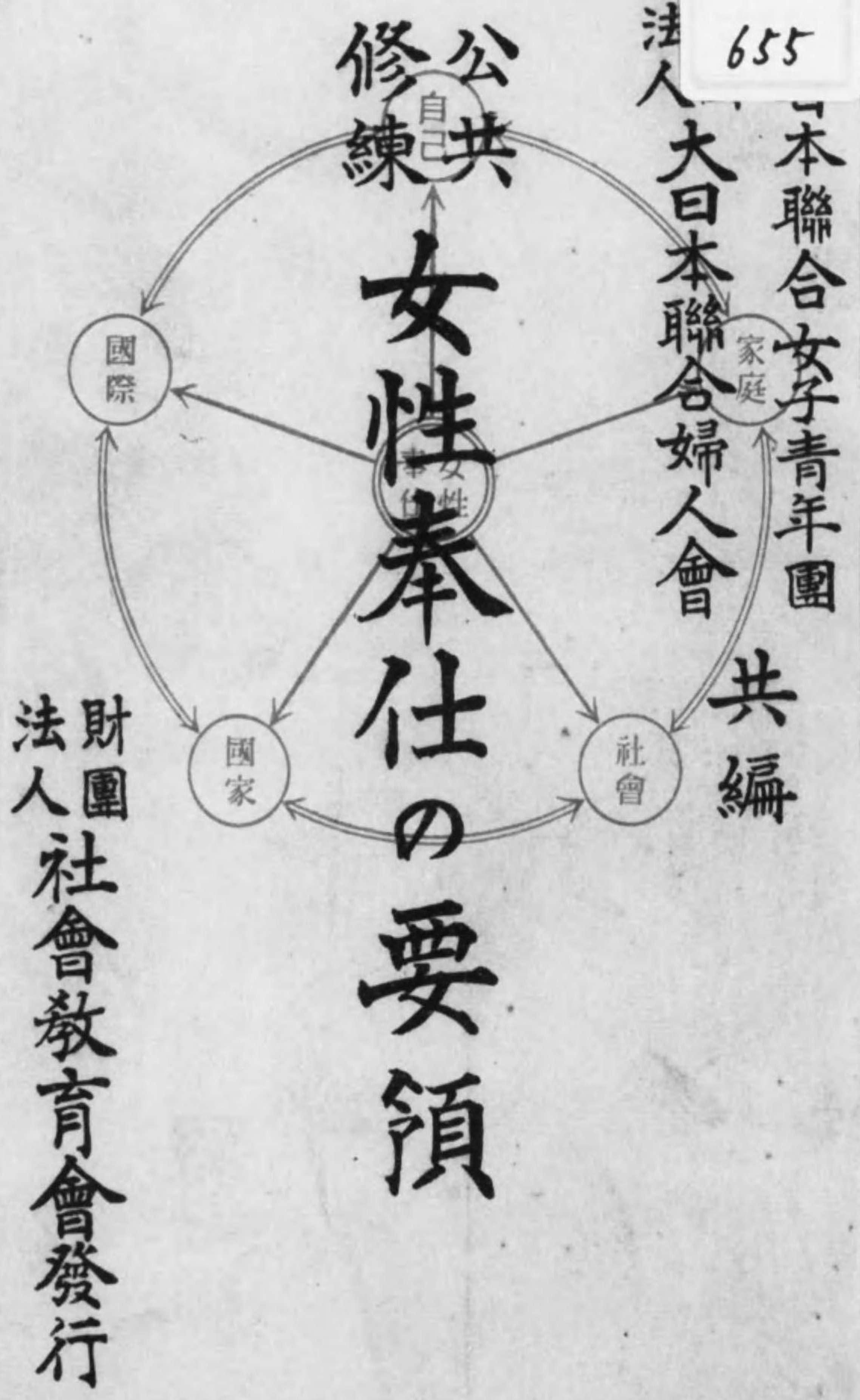


特253

655



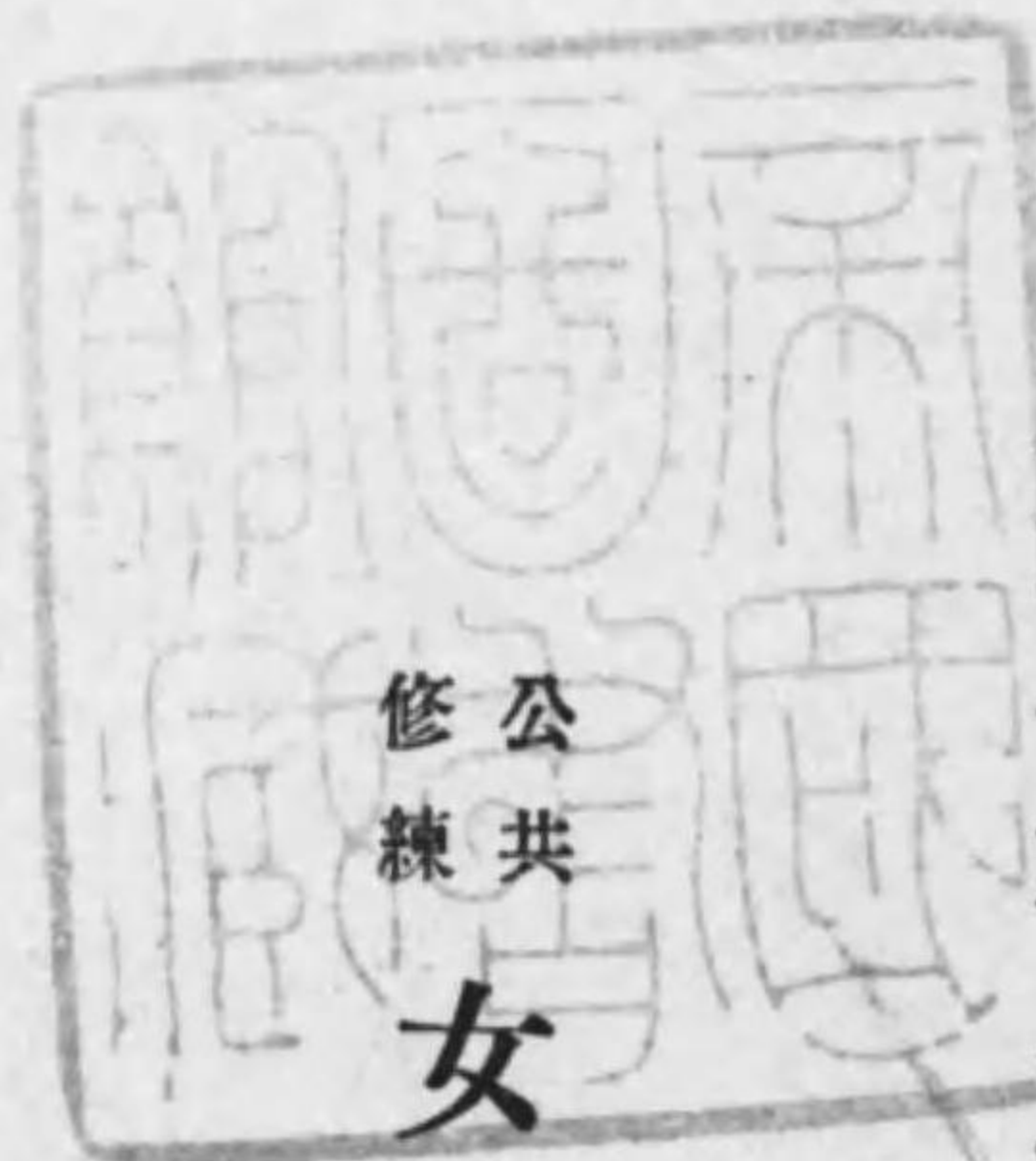
始



特253
655

大日本聯合女子青年團
大日本聯合婦人會

共編

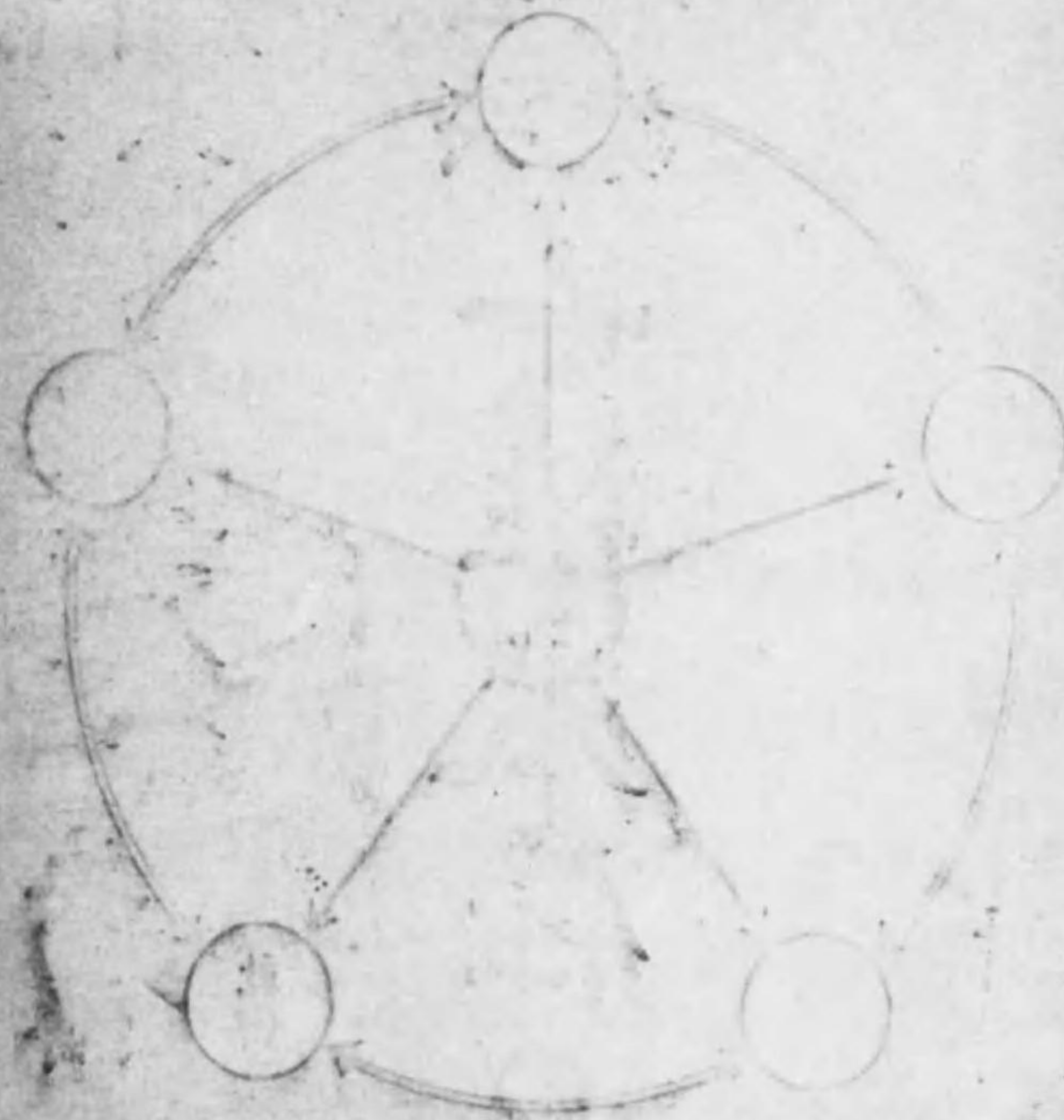


公共
修練

女性奉仕の要領



財團法人
社會教育會發行



はしがき

本書は女性奉仕運動の中心資料を提供する目的で、昨年「女性往來」第三卷第十二號に發表した「奉仕のくさく」を基本とし、それに時代の要求する前後二章と餘録を加へ、改訂増補したものであります。これに依つて今後に於ける女性奉仕の實施上、一層有力なる示唆を與へるであらうことを期する次第であります。

昭和十一年十月

大日本聯合女子青年團
大日本聯合婦人會

公共女性奉仕の要領 目次
修練

第一章 序 説

- 一、全國的運動への参加……………一
- 二、第十七回全國女子青年團に文部大臣諮問、答申……………四
- 三、眞の奉仕……………六

第二章 個人生活の充實

- 一、自己の來所……………八
- 二、淨き自己……………一〇
- 三、信仰に生きよ……………一三
- 四、進み行く自己……………一四
- 五、職業尊重……………一六
- 六、健康第一……………一六

第三章 家庭奉仕

- 一、女性の家庭に於ける職分……………一九
- 二、家庭の祭祀……………二〇
- 三、親の道……………二二
- 四、子の道……………二四
- 五、夫婦の道……………二五
- 六、家事の分擔……………二七
- 七、家族會議……………二七
- 八、家産の増殖……………二八
- 九、家の繁榮……………二九

第四章 社會奉仕

- 一、誤れる社會奉仕……………三一
- 二、近隣社會に對する奉仕……………三一
- 三、共同社會に對する奉仕……………三三

| | |
|--------------------|----|
| 四、隣人愛の發露 | 三四 |
| 五、部落館を中心として | 三六 |
| 六、團體への奉仕 | 三七 |
| 七、會合の訓練 | 三七 |
| 八、公衆作法 | 三八 |
| 九、郷土の歴史、美風良俗の保存と助長 | 三九 |
| 一〇、公衆營造物への奉仕 | 四〇 |
| 一一、非常時への備へ | 四一 |
| 一二、公衆衛生 | 四一 |
| 一三、社會事業への協力 | 四二 |
| 一四、郷土産業開發への貢獻 | 四四 |
| 一五、郷土の共同和樂 | 四六 |
| 一六、郷土藝術の發揚 | 四七 |
| 一七、郷土文化の振興 | 四九 |
| 第五章 國家奉仕 | 五〇 |

| | |
|-----------------|----|
| 一、日本國體の特異性 | 五二 |
| 二、我が國民の本分 | 五二 |
| 三、國民としての婦人 | 五三 |
| 四、皇居並に神宮參拜、遙拜 | 五三 |
| 五、國旗及び國歌 | 五六 |
| 六、祝祭日の家庭化 | 五六 |
| 七、法規の遵守 | 六〇 |
| 八、納税 | 六二 |
| 九、女性と選舉肅正 | 六四 |
| 一〇、銃後の訓練 | 六五 |
| 一一、國民訓練 | 六六 |
| 第六章 國際親善 | 六七 |
| 一、眞の國際觀念Ⅱ人類愛 | 六八 |
| 二、來らんとする皇紀二千六百年 | 七一 |

三、オリンピック東京に来る……………七三
四、女性國際親交……………七五

餘 録

一、他山の石Ⅱ獨逸婦人の勞働奉仕運動……………七六
二、奉仕を讃へた金言詩歌……………七九
三、神社の正しい拜み方……………八三

第一章 序 説

一、全國的運動への参加

九千萬同胞の凡そ半分即ち四千五百萬人は女性であります。確かに四千五百萬人の女性が住んでゐるのであります。

ところが、その女性の働きが男性に比べて、假に三分の一であるとしませば、事實は四千五百萬人であつても、働きの上から見れば二千五百萬人と云ふことになり、實質的國民の數は六千萬人と云ふことになるのであります。

達慮のない所を申しますと、我が國の女性は歐米文化國の女性に比べて、其の活動力に於て著しい遜色があるやうに思はれてなりません。それは單に職業線や社會公共の奉仕に立つてゐる女性の數の多い少いと云ふ許りでなく、家庭内に於ける女性の働きの見ましても、從順や貞節の美德は兎も角として、前展の事實は遺憾ながら肯定されねばなりません。

婦人會や女子青年團の隆盛になるにつれて、日本女性の活動にも目醒ましきものがあります。それが一村一町の場合に於ては、眞に共同一致して献身的の働きを見せてゐますが、兎角全縣的乃至は全國的の大同運動となると、風馬牛の態度をとつたり、單なるお座なりになり易いのであります。

最近或る外人が、日本の婦人會や女子青年團の、數に於て世界的なのに愕き、さてその經費はと問ひ、それが數萬圓に過ぎないとの答に更にビツクリし、會團員の義務年醜金がないと聞くに及んで、日本人はマヂツク(魔術)以上だ、と賞めたのやら冷笑したのやら……。

大會や協議會ではよく、宣言なり決議をする。而しそれを實行するとなると、その出席者までが知らぬ顔の半兵衛をきめこむ。悪い癖ではありませんか。それが經濟的に大負擔がかかる。と云ふのならば兎も角、全國的精神運動に於ても徹底を缺くことは、寔に寒心に堪へない所であります。

二千萬女性の大同團結にして系統女性修養團體たる婦人會と女子青年團に在りては、せめて

その標識とする精神運動に對しては、足並を揃へて津々浦々を一色に染りつぶす勢を以て、旗鼓堂々と進まうではありませんか。

全國女性奉仕運動 II 女性奉仕週間

昭和十年大日本聯合女子青年團並大日本聯合婦人會が、同年名古屋市に於て開かれた第十六回全國女子青年團大會の決議に基き、長くも 令旨下賜記念日たる十一月二十二日を最初として同月二十八日までを女性奉仕週間と定め、全國的女性奉仕運動を提唱したのであります。これは決して一時的の企に終るべきものではないのでありまして、既に地方女子青年團、婦人會女子中等諸學校に於ては恒久的行事に組み入れ、着々その實績を擧げてゐるものも少くないのであります。

今や日本は内外共に多事多端な社會狀勢に直面して、女性の眞摯にして堅實なる奉仕を要求してゐるのであります。

いざ、共に、二千萬女性の心と心、手と手をつないで

強く、優しく、毅力を以て

奉仕の途に精進せんかな。

二、第十七回全國女子青年團大會に文部大臣諮問、答申

本年十月九、十兩日仙臺市公會堂に於て、全國女子青年團第十七回大會が開かれ、全國各地遠きは九州四國より又、樺太よりも出席者があつて總數一千二百餘名に上りました。

當日文部大臣より左記事項につき御諮問がありましたので、同大會では各地より出席せる代表的の人々によつて、慎重審議を重ねて次のやうに答申することに決しました。

文部大臣諮問

時勢ニ鑑ミ女子青年團ノ活動ヲシテ女子ノ社會生活訓練上最モ適切ナラシムル方策如何

答 申

由來我が國婦人は溫良貞淑克く家庭生活の中心となり其の美德を發揮して居りますが、社會公共に對する關心に乏しきは遺憾とする所であります。曩に女子青年團に對する政府の訓令は特にこの點を高調され、次で大日本聯合女子青年團は昭和五年以來女子青年公共生活訓練運動を提唱して斯方面の教養訓練に努められて居りますが、今後左記諸點に一層努力するところが肝要と信じます。

記

- 一、女子青年ノ社會生活ニ於ケル責務ノ自覺
- 一、社會生活單位トシテノ家庭生活ノ淨化充實
- 一、家庭經濟並生産經濟ヘノ貢獻
- 一、共同作業ノ計劃的實行
- 一、社交儀禮並一般生活ノ改善
- 一、社會衛生思想ノ普及並施設

一、國防觀念ノ普遍化並銃後ノ活動

以上

顧みるに現下の情勢に於て女子青年團が社會生活上適切なる訓練を行ふことは、團體本來の使命に鑑み最も緊要とする所でありまして、文部大臣閣下の御諮問は實に肯綮に當れるを痛感するものであります。右大會に於ける答申は全國女子青年團の意思の表現でありまして、尊重すべき指導精神が宿されて居るのであります。随つて各團體に於てはこの趣旨を體し、事業施設及び活動にこれを適用して出來得る限り効果を發揚するよう努力あらんことを切望するものであります。

三、眞の奉仕

近頃奉仕といふ言葉が盛んに使はれる様になりましたが、多くの場合、從來使はれて居た奉公といふ言葉が奉仕と云ふ言葉に取換へられたとより考へられて居ないのが、現在の實情だと

思はれます。然し此の奉仕といふ事は、單に自分以外のものに對してのみ、物なり、力なり、心なりを提供すると云ふ様な狭い範圍に限られるものではありません。若しこの様に解釋いたしますと、奉仕は或る限度を持たねばならぬ事になり、限り無く之を續ける事は非常に困難な、寧ろ不可能な事となつて來ませう。

我々の生活が朝夕の些細な事まで、悉く道德によつて縛られて居ると考へれば、それはあまりに窮屈な人生であり、又如何にもせよこましい餘裕のない暮しであり、正しく和かな生活所謂朗らかな生活とは凡そ縁遠いものになると思ひます。自分は正しい生活をしてゐる、道德的に行動して居る、全く奉仕的であると、四六時中張切つた精神状態で居る事も、無論悪い事ではありませんが、恐らくそれは續け得られる事ではないでせう。孔子は自分の思ふまゝに行動しても、それが決して道をはづれた間違つた生活にならない様になつてこそ、眞の人間だと言はれましたが、さう考へますと奉仕と云ふ事は、我々の生活全部に亘つて考へねばならぬものであり、詳しく言へば、自己、家庭、社會及び國家に對する奉仕と云ふやうに區別することも出

來、又それがやがて相關聯して完全な奉仕の生活ともなるべきであります。そして自分の行動に對して意識して居ると否とに拘らず、日常の生活が道德的な立派なものとなつて行く様でなければ本當のものでないのであります。

第二章 個人生活の充實

一、自己の來所

人の理想と目的とは、常に高く遠きを要すと申しますが、此の境地に達する爲には、先づ一歩から踏出さねばなりません。乃ち奉仕に徹底する爲には先づ自己に對するものから順次進むべきであります。換言すれば第一に自分の生活を充實せしめなければならぬのであります。

自己に對して先づ我々の知らねばならぬ事は、どうして生れて來たか、どうして成長したか、どうして生きて行くことが出来るかと云ふ事であります。「他人の熱をからされば、人にも借さ

じ我が自由』と云ふやうな語を讀むと、其の勇ましい口調に胸を高鳴らし、成程その通りだと思ひます。然し之では餘りに身勝手な見方だと考へさせられます。これでは生れて今日まで育てられた親の恩や社會國家の恵みを全然否定すると云ふ事になり、全く亂暴だと云はねばなりません。衣服一枚、米一粒、何から何まで人のお世話なしで行けるものゝない今日の複雑な社會に生活する者が、そんな勝手な言ひ分はないと思ひます。我々は我々の今日かく成つた由來を考へ、どう行くべきかを窺める所に、所謂自己の認識を深め或ひは自己の價値を發見するのであります。

よりよきものとなれよ、正しく歩めよ、清く進めと育てられ、教へられた過去の自分を見る時、我々はどうしても短くとも我が人生に、必ずや正しく清き足跡を残さねば、安心して死ぬる身ではありません。さうした生活をなすべき義務を課せられ、又權利を與へられた我々は其の可能性を有する自分に限りなき價値を考へねばなりません。先聖古哲の立派な行跡も、かかる心構へからの所産だと思はれます。我々も亦如何なる生き方をしたら其の目的を達する事

が出来るかと思へて見ると、そこには數限りない生活の軌範がありませう。然し其の基礎ともなるべき事柄を次に二三並べて見ませう。

二、淨き自己

まづ清き自己を築き上げる事、即ち之です。非禮見る勿れ、非禮聽く勿れと云ふ事がありますが、非禮などと云ふものは見たい聴きたいと思つても、見も聴きも出来ない様な世の中をどうかして造上げたいものであります。取るなと云ふ公園の花をとつて見たり、するなと云ふ他人の悪口を叩いて見たりする様な些細の事すら實行出来ない現今の世態を見ると、情なさの失望に閉ざされますが、凡ての人が自分一人を淨化するといふ堅い信念の下に努力を惜しまねば必ず實現し得ると信じます。

美しい社會は各自が相依つて造上げた一の藝術品であります。だから若し個人が淨化されな

か。一口に言へば常に正しい過去を持つと云ふ事があります。斷じて不正の過去を見出し得ない様に心がける事、即ち日に三度省みると云ふのは此の事です。然し自分の行爲に對して嚴格に處する事は、口でこそ造作もない事の様ですが、仲々實行の難しいものであります。又それが正しい事でありまして、斷じて行ふと云ふ事は實に容易でないが、思ひ切つてやるだけの勇氣が必要です。

三、信仰に生きよ

世路は平々坦々たるものではありません。正しいと信じたら、茨の路も突き進まねばなりません。實際環境の嫉視を憚つたり、或ひは逡巡して時機を失したり、善行をも尻ごみすることも尠くありません。茲に自分以上の力強い支援即ち信仰が必要となります。果敢な行動を祝ひ麗しき行進曲を奏するもの即ち信仰であります。信仰とは一體何であります。よく世間では信仰によつて病氣が癒つたとか、金持になつたとか云ふ風聞を聞きますが、なる程、そ

んな事もありませう。然し我々は、神佛の絶對の力は、我々が正しい信念の下に、正しさに向つて進まうとする時にのみ大きな助けを與へて下さるもので、詐欺や、陰謀や、功利主義の考へから出發した祈願に對しては、決して所謂御利益といふものを與へて下さるものではないと思はなければなりません。今の世の中で最も住み悪いと思はれる點は、正義を培つて行かうと云ふ觀念が社會に醸成されて居ない事であります。斯様な風潮の裡に生活する我々が自己の行爲に對して信頼もし慰安も得られるものは、神かけてと云ふ一事に歸すると思ひます。神かけて間違ひはないと云ふ信念があれば、どの位鼓舞されることでありませう。只くれぐれも考へねばならぬ事は、信仰と云ふ名に於ても不正は決して救はれるものではないと云ふ事でありませう。又過ちなからん事に吸々とする消極的な態度も決して悪い事ではありませんが、それよりも進んで自分の正しさを、躊躇なく卒直に實現させる爲に、絶大な力を信仰によつて得る様に心懸くべきであります。かゝる事は尠くとも自己の完成に向つての一過程でありまして、社會構成の一分子としての自己の務めであり、奉仕であると云はねばなりません。而し、信仰と申しても、社會の秩序を亂したり、誰が見ても迷信と思はれるやうなものに惑はされぬことが肝要であります。

四、進み行く自己

人の世の營みと云ふものは、精神的にも、物質的にも、決して一所にばかり佇んだり或は同一の軌道の上を往來して安心して居るべきものではないのであります。また世の中の日に月に移り行くのを見ましても、さうぼんやりしても居られないものです。人生は死ぬまで修養だと云はれます。精神的には正にさうなければなりません。かくてこそ、偉人ともなれば、聖人君子にもなれるのです。生れる時から從一位勳一等のレッテルを額にはつて來るものはありませんし、二宮尊徳先生でも、楠正成公でも、初めから神様の免許狀を抱いて生れて來たものではありません。皆血の出る様な奮闘を續けられた結果が、百年の後尙人心を奮起させる事の出来る様なことになつたのであります。

物質的に考へても、正しい財物の集積は積めば積むほど善用され、所謂、利用厚生之道が展開されますが、もし不正の富が積まれるならば、外觀的には如何に立派でも、それは恰も罪惡の記念塔を永久に遺すことになるのであります。自己も、家庭も、社會も、寸時も佇立を許しませぬ。そしてそれ等を組み立てて居る人々の立場が、より高きに進められねば、佇立を否定した吾々が寧ろ退歩の酸苦を嘗めなければならぬ破目に陥ります。自己を向上せしめると云ふことは、聽て随分大きな社會奉仕となることに留意せねばなりません。

五、職業尊重

凡て自分の存在をはつきりさせると云ふことは、自己の向上完成に大きな役割をすることに成ります。自分の存在をはつきりさせることに於て最も多くの機會と利便とを與へるものは其の職業であります。前にも述べました様に、社會は人々の相依り造れる藝術なりと云ふことに間違ひが無いとすれば、其の大きな藝術の各部を分擔工作する各人が、其の職業に於て、我勝れ

たり、と云ふ信念を持ち、此の分擔がよく全體の藝術に見事な光彩を添へると考へる事に於て職業の尊重—汗する者に光あり



のみ、社會は美化もし、向上も致します。凡そ世の中に、要らない職業と云ふものがありませうかそんなものは決して存在すべきものではありません。皆夫々の部分に於て、極めて重要な存在價値を有して居るのであります。それなのに、苟も自分の職業に對する正しい認識を缺いたり、或は之を卑しめる様な考へを持つ人がありましたら、そんな人は、人間を辭職する方がましだと思ひます。汚物を始末するので卑しいならば、みんながい仕事にたづさはり、重い物を處理する職業にも、其の尊さは其の他のものと變りはありません。食はず飲まずで居るがいい。重いものを持つのがいやならば澤庵漬は食へない道理です。汚ない仕事にたづさはり、重い物を處理する職業にも、其の尊さは其の他のものと變りはありません。

ん。ですからどんな仕事でも、此の事に於て吾れ爲さん、而もこの事に於て吾勝れり、と云ふ考へ方が、やがては自己を輝かしいものに押し進めて行く素因になるのであります。其の職業の正しい従事者が世に其の存在を確認され、彼の醉生夢死、即ち、はかなくも生れ來しかなと云ふ人生観から救はれるのであります。

六、健康第一

かく考へて参りますと、何をするのにも必ずつき纏ふ條件は健康と云ふことであります。もし健康が許さないならば、有らゆる意味に於て日に退き行く自己を、どう引止めることが出来ませう。自分の身體だから自分の勝手にすると云ふやうに、世の中のことを考へないものは個人の不健康がどんなに多くの迷惑を社會に齎すかと云ふことに氣付かないで、恐る可き結果をさへ招くことになるのであります。自己に奉仕すると云ふ事の多くのことがらの中でも、健康の維持と云ふことがどんなに重要なものであるかと云ふことは、こゝに詳述する必要もない



大日本聯合女子青年團主催の指導員キヤム（於平管）

程に周知の事實であります。

健康を維持して行くと云つても、何も醫藥の力を藉りる謂ではありません。

食物に就いては、金をかけずに栄養料理を工夫するとか、日光浴をするとか、夜具、衣類を日光消毒するとか、ラヂオ体操をするとか、日常の生活に於て少し注意さへすれば容易に實行出来ることでもあります。そして此の點では都會に住む人よりも農村の人々の方が恵まれてゐるのであります。

國民體位の劣弱さが今更ながら明にされたのであります。軍部の提唱を待つまでもなく大に

反省しなければなりません。國家や公共團體の施設と共に、國民の一人一人が自ら省みて自己の體位を向上するの工夫をつまなければなりません。自分の體は自分だけのものでないと云ふことを知れば、その理由は自ら明かであります。

第三章 家庭奉仕

前にも述べたことですが、奉仕と云ふのは單に形式ばつた社會奉仕だけではなく、先づ自己への奉仕が必要であるのは云ふまでもない所で、次には自己と最も親しい間柄である親子、夫婦、兄弟、姉妹の一體である家庭への奉仕が肝要であります。殊に女性は家庭生活の要を握るもので、健全なる家庭は健全なる女性に依つて建設維持されると云つても過言ではないと思ひます。

近頃の女性の中には社會への進出を重要視するの餘り、家庭を顧みず、主婦としての任務を

蔑にして、徒らに虚名を得ようとするものがあるやうであります。寔に思はざるも甚だしい次第であります。何と云つても、女性はまづ家政を治め、子女の教養を高め、家族の生活を安泰幸福にして、家運の隆昌を圖る爲めに、渾身の奉仕を献げたいものであります。かくてこそ、やがて社會乃至國家への奉仕力も自然に涵養されるものであります。

一、女性の家庭に於ける職分

家庭奉仕の第一歩は、まづ女性の家庭に於ける職分を自覺し、各々其の分に應じて日々の務を勵むことであります。これは單に女性のみに限つた事ではなく、男性も同様であります。前にも述べた通り女性は主として家庭内にあつてその健全な生活を維持する役目を持つと云ふ立場から、特に考へなければならぬ事でもあります。

同じく家庭の女性とは言へ、主婦、母、姑、嫁、小姑等種々の立場があります。主婦は家長たる戸主を助けて一切の家庭統制に當らなければなりません。母としての立場から云へば子女

の家庭教育がその任務であり、また子女の將來に對しては全心全靈を捧げて扶育の任務を有するものであります。

近頃嫁と姑の關係は餘程問題が少なくなつたかの如く思はれますが、これは一面に於ては親子別居などと云ふ思想が廣く行き渡つて來た爲めであり、家族制度の美を誇つた本邦の國風に一抹の不安でもありません。嫁にも姑にも共にその家庭生活奉仕について考へ直さねばならぬ事があります。小姑が父母の存命中その威をかり、動もすれば姑と共に嫁を虐げると云ふ風があつたのでありますが、嫁は他人ではあるが、その家庭から云へば祖孫一體たる家族制度を久遠に傳へる重要な職分を有するものでありますから、大いに優遇すべきであります。嫁に碌々榮養さへ與へないで、強い賢い孫を産めと強ひるのは矛盾も甚だしいものです。

二、家庭の祭祀

日本の家庭に於ては、申すまでもなく家長と云ふものが主として其の一家の統制をして行く

べきものですが、この統制の上に最も強き力を有するものは神佛であります。各家庭に於ては是非とも神祇を祭り祖先の靈を祀る美風を保存強調したいものであります。また家庭にはその家庭獨特の記念日と云ふのがあります。例へば祖先の代に於て落魄の極に達した際思はざる人に恩を蒙つて再興したとか、天災地變に遭遇したとか、或は皇室の破格の恩寵に浴したとか云ふ忘るべからざる日を記念し、家族を奮起せしめ、榮譽を後昆に傳へると云ふことは寔に意義深いものであります。

家庭に於ては神棚を設け伊勢神宮の大巫を奉遷し、その他天神地祇並に産土神を祀り、朝夕之に奉仕するは日本國民として絶對的に缺くべからざるものであります。而して節ある場合には神棚を清め神饌を供し、家族一同謹んで禮拜するやうにしたいものであります。神棚なり佛壇に對して足を向けては寝まぬと云ふ心構なども、子供の間から躡けておくことが肝要であります。

祖先の靈を祀る爲めには祭壇、祭具、遺牌、系譜並に墳墓がありますが、佛教徒ならば日夕

佛壇に對して信敬の念を高めると共に祖先に對して慰靈崇拜の意を表し、感恩報謝の誠を盡さねばなりません。家庭の今日あるは祖先の努力の賜であると云ふ感謝こそ、家運の將來への發展を期する要諦であります。祖先の命日、月忌、回忌等は出來る限り嚴肅に行ひ、また墳墓は虚榮に流れざる程度に之を營み、清掃供花を怠らぬようしたいものであります。

祖先崇拜を特色とする日本人の各家庭に於て、親の命日を忘れるとか僅か三四代前の人の名さへ知らぬと云ふ様では、何の祖先崇拜ぞやと云ひたくなります。

三、親の道

家庭に於けるかうした美風を養ふ爲に心懸けねばならぬ重要な事は、親が其の子に對する觀念、また子が親に對する觀念を極めて嚴正にいたして置くべきことです。

子は親が産んだと云ふことは事實でありますが、それだからと云つて、全くの私有物ではありません。その産む力は更に廻れば親々に在り、究竟する所天地自然の理法乃至神明の攝理に

よつて與へられたものであります。

かく考へますと、人の親としては、子を産みこれを育成すると云ふ神聖なる任務を有するものでありますから、親だからと云つて子供を勝手氣儘にすることは萬物の靈長たる人の道ではありません。出來る丈け愛撫するは人間自然の情でありますが、それにしても親牛が仔牛をなめるやうな溺愛は眞の愛ではありません。古の賢母には、限りなき慈愛を施すと共に、子供に對してはその枕元を踏まぬと云ふ程の敬愛を實行したと云ふ人もあります。

貧乏したから、甚しいのは酒が飲みたいから、土地を手離したくないから、等々の理由で娘を賤業に沈めると云ふのは、美風どころでなく親としては破廉恥至極であります。親は子供の將來までも考へて躰けをなし、長じては相當の教育を受けさせ、善良なる嫁を娶らしめ、或は良縁を求めて嫁がせて、眼に入れても痛くない孫の顔を見ると云ふ眞の幸福を味ひたいものであります。

七十餘歳の農夫が山に樵りせんとて家を出んとするに際し、その母たる九十餘歳の老婆が、

これと呼び留めて、怪我をした場合にはこの手拭で、かくかくに縛帯せよと懇にさとしたと云ふ話は、母の眞心を物語るものであります。

正しく、毅然、優しく、賢い母であつてこそ眞の親であります。

子は私有物ではありません。少くとも永遠に存続すべき家の子であり、また國家社會の發展に重要な職分を有する人格であり、畏けれども、上御一人の赤子であります。

四、子の道

戯れに母を背負ひてその餘り

軽きに泣きて三歩歩まず

と云ふ啄木の歌が思ひ出されます。子として親を思ふ情もまた自然の情であります。父母存せば遠く遊ばずと云ふ定省温省の美風は東洋道德の精粹であります。近頃の青年子女の中には何んにも頼みもしないのに、親は勝手に自分を産んだのである。親の恩などを報する必要はな

欠

欠

一〇、公衆營造物への奉仕

村の女子青年が襷掛けの姿甲斐々々しく、神社や道路を清掃して居られる情景は誠に美しいものであります。一般に私有物は大切にしますが、公共物に對してはお粗末にするのは人情の弱點です。公園に紙屑が散らされたり並木が折られたり、或は圖書館の圖書が汚損され、公衆便所や、公衆電話室に落書される如きは往々見ることでありますが、誠に淺ましい感じがします。私達は進んで公共物を愛護し、廣く又永く公衆の利用に役立つように努めたいものであります。

一一、非常時への備へ

最近我が國には、各種の災害が實に頻々として各地方に起りました。冷害とか、風水害とか、震災とか、其の被害の甚しいものがあります。

天災は人の力で如何ともすることは出来ないが、お互が平常から注意して、これ等に對する防止の方法につき訓練をして置けば、例令災害はあつても、その被害を大ならしめずに防止することが出来ます。非常の際に一婦人が瓦斯のスキッチをきり、或ひは竈の火を消して、火災を防止したり、洪水の時堤の水穴に古藁を當て、その決潰を防止したなど、實例は澤山あります。殊に一本のマッチ、小き炭火にも意を注ぎ、火災を防ぐなど種々の災害防止の訓練に努めねばなりません。萬一不幸にして災害の起つたときは、それこそ一致してお互ひに之を救護し援助したいものであります。

一三、公衆衛生

「健康は幸福の母なり」と云ふが如く、健康は勿論重要な自己奉仕である事は前に述べましたが、同時に社會に對する奉仕であります。實際社會一般がその氣にならねば、此の世から病氣をなくすることは出来ません。假に自分の家は如何に清潔であつても、隣の不潔な場所から

匍ひ出した蠅には無數の微菌をつけて、遠慮會釋もなく食物の上に止まつたり、肺病患者の道路に吐いた痰唾から幾千萬の結核菌が飛散したり、腸チブス患者を隠蔽した爲に近所隣に傳染したりした例は決して少くありません。是公衆衛生の大切な所以であります。我が國は遺憾ながら諸外國に比し公衆衛生の觀念が普及徹底して居りません。一家の臺所を預り、一家の衛生を支配する女性の特に注意すべきことであります。

この外便所の消毒、塵芥箱の清潔、蚊や蠅の驅除、痰唾を道路に吐かぬこと、痰壺の設備等は公衆衛生上大いに注意せねばならぬ事でありますが、我が國民として特に考へねばならないのは結核であります。我が國には常に百二十三十萬人の結核患者があり、年々十餘萬人が死亡し而も男女共青年が多いのであります。之を思つても特に結核こそ一日も早く撲滅したいものであります。

結核菌は一般に日光や熱に弱いものでありますから、豫防の第一としては、居間に日光の當るようにし、衣服や寢具や疊を時々日光に晒す外、食器等煮沸の出来る物は必ず煮て用ひる等

の注意が必要であります。然し根本的には、健康體は結核菌に對して強い抵抗力を備へて居りますから、常に健康を保つて居れば怖れるには足りないのであります。

一三、社會事業への協力

現代の社會には「貧困」に基いて起る事件が多く見聞されます。此等の事實を未然に防止して、生活の安定を得させ、又已に貧苦のどん底に泣くものゝためには、之が救済の道を講じて聖代の恩澤に浴せしめようとする防貧、救貧に關する幾多の施設を總稱して社會事業といひます。

勿論女子も社會に生存して居る上から見て、社會連帶の責任上、社會事業に参加せねばならぬと思ひます。婦人會長が方面委員になつたり、女子青年團の幹部が託兒所の世話をしたり、飲食兒童の慰安金募集のために、街頭に進出したり、それ等の社會事業の外學童のお世話をすゝるなどはその好例です。

一、託兒所 自ら働かなければ食べて行けない母親や、母親に死なれて幼兒を抱く父親の爲にその子供を預つて世話をするのが託兒所であります。託兒所は市町村自體が經營したり、寺院や團體や篤志家等が經營して居ります。父母の就業時間中子供を預つて、之を健全に保育し教養し、その父母の労働能率の増進を圖るのです。近頃婦人會や女子青年團で託兒所を直營したり、又は後援するやうになつたのは賀すべきであります。又農繁期中特に託兒所を設けて子供を預り、心置なく農業に働かしめるため、農村託兒所の經營が各地方に多くなつて参りましたことは喜ばしいことでもあります。

二、授産所 いくら稼ぎたくても、その能力がなければ誰も傭つてくれませぬ。授産所はその働く能力を修得させて、就職の便を圖る施設であります。授産所では和洋服の裁縫、編物手藝、袋張り、家具製作などを教授して居ります。教授中でも幾何かの賃金を與へて居る所もあります。近頃この仕事に婦人が手を出すやうになつてきました。

三、職業紹介所 稼ぐにその職が無ければ貧乏するより外ありませぬ。近來學校を卒業して

も中々就職口がありません。職業紹介所はこれ等の人々に、適當の機會を世話するための施設で、人を求める者と働きたい者との間に立つて、之を斡旋するのであります。この仕事は市町村が經營して居ります。之を利用することを知らない人や、直接紹介所に行くを憚るやうな人のためには、女子青年の方々が斡旋の勞をとつていたゞきたいと思ひます。

四、妊産婦の保護 我が國では妊産婦と乳幼児の保護が不完全なため、産婦及び乳幼児の死亡率の多いのは洵に遺憾のことです。最近工場法や救護法が出来、これ等の法律による保護の外に各市町村で乳幼児院、乳幼児健康相談所、牛乳配給所等を実施する所が多くなりました。女性がお互ひの爲にこの仕事を援助し、一層その効果のあがる様にしたいものです。

融和事業、方面委員の仕事などに、婦人の方々が乗り出して、之を援助せらるゝやうになつたのは喜ばしいことです。

一四、郷土産業開發への貢獻

我が國の産業は農業にしても工業にしても、婦人の手のかゝらないものは極めて少いのであります。貿易品の主位を占める生絲や絹綿布は婦人の手を離れては到底出来るものではありません。最近機械工業が發達して人手を省くことが出来るやうになつたとはいへ、全く婦人の手を省くことは出来ぬのであります。農業にしても果樹の袋掛けや、蔬菜の間引や、田植等の指先を使ふ仕事は、婦人特に女子青年の方々に適するので、従来も之に従事して居ります。此の方面に對する婦人の力は偉大なるものであります。養蠶及び織物製造の盛なる群馬地方で、名物は「嬋天下と空つ風」といふのも故あるかなと思ひます。

各地方それ／＼郷土的の産業がありますから、それ等に對し男子の仕事を援助して、家のため、郷土のため、ひいては御國のために婦人の奉仕が望ましいのであります。

一五、郷土の共同和樂

生活の方法を改善し、朗かに暮して行くのは理窟や利害關係のみによつて出来るものではあ

りません。最も親しい近隣の人や、村や町の人々が寄り集つて、お互ひに社會心を涵養するの
が必要であります。共同和樂の精神に基き、郷土愛を養ひ、共同してその郷土の人々が相親し
み、渾一的の生活を樂しんだ昔の美風を永續したいものです。

お互の娛樂の如きも自分一人で思ひ思ひにやらすに、成るべく一緒にしたいものです。即ち
昔各地で行はれた無禮講といふやうなものを時代に即して改善續行出來ないでせうか。或る神
社や寺院を中心に春の花見、秋の月見、村芝居などを催して、村の人、家の人が相親しみ相樂
しみたいものです。昔は村の人が一團となつて伊勢參宮をしたり、之を村に残つて居る人々が、
共同して村境まで送つて喜んだものです。又氏神の祭禮に甘酒を造つて氏子が境内や拜殿に
集つて樂しみながら飲んだ例もあります。食物についても郷土特有のものが各地にありますか
ら、之を保存して行きたいものです。要は村の方々は共に喜び共に憂ひ、郷土の共同的和樂の
精神を向上したいと思ひます。

一六、郷土藝術の發揚

社會への奉仕には先づ自分の屬する社會をはつきり認識し、之と結びつかねばなりません。
殊に理窟とか意志とかで結ばれるよりも、更に一步進んで情的に結ばれる事がなによりも必要
です。此の情的結合は藝術によつて、然も自分と同じ感情を持つ自己の周圍から自然に湧き出
た郷土藝術によることこそ何よりも力強いものであります。桑摘む乙女の口より漏れる民謡に
も、其の土地の香りがにじみ出、盆踊りの内に又強い郷土愛が生れるのであります。

又只に音樂舞踊等のみでなく、今日の交通至便の時、自分の郷土を繁榮さす場合には其の土
地獨特の産物を出すことは極めて有力な手段であります。此の時此の獨特の色彩を持つこと、
自己の郷土藝術品を出すことは何よりも必要で、農民美術など唱導されたのも此の意味からで
あり、之を見出すのも大なる奉仕であらねばなりません。

一七、郷土文化の振興

斯く觀じて参りますと、何れの社會奉仕も、自己及び家庭より擴大した、充實せる力を以て協力して住みよい明るい世界を造る、換言すれば自己の郷土に文化の光を齎すことになるのであります。文化は人類の創造した最高のもの即ち之あればこそ人類があるのであります。然し今日の文化は動もすれば中央の文化であり、都市の文化であり、地方や農村は忘れられ勝ちであります。此の跛行的文化より離れて、普く總ての人を、土地文化の光に浴せしむることが、社會の上から見て最も重要な奉仕であり、又總ての社會奉仕の窮極の目的であると信じます。

第五章 國家奉仕

この頃世の中が不景氣だ、世智辛い、生活難だなどと叫ばれ、逼迫せる國民生活の一面を物語つて居りますが、廣く考へてみると世界的不景氣の波動を免れない今日の國際經濟の影響であることも知らねばなりません。

けれども識者は申します。我が國民の經濟生活は、これでも他の國に比較すれば決して悪い方ではなく、世界中で我が日本は寧ろよい方に屬するといふことであります。

更に國によつては、生命財産の保護さへ、十分に行届かないで、日夜それ等に對する脅威を免れない不幸な國民もあることを思へば、我々日本國民は、國恩、皇恩の宏大なるを感謝せずには居られない譯であります。

國家は常に國民の生命財産を保護し、文化の發展と國民各個の人格完成に努め、生活の安定向上に専ら力を致して居るのであります。即ち我々は國家を離れて生存の意義なく、國家も亦國民を離れて其の目的を期する譯はないのであります。

随つて我々は國家と國民との一體不二の關係を正しく認識すると共に、國家に對して最高の奉仕、換言すれば國民の義務をより以上に盡す所がなければならぬことは自明の理であります。

一、日本國體の特異性

世界には七十幾つかの國がありますが、その中で我が國ほどその國柄の立派なものには他にありません。これは我々の最も誇りとする所でありまして、世界中から羨まれて居る所でありま

す。
我が國は天祖天照大神が基を開かせ給ひ、一系の列聖相承けて國家統治をつゞけさせらるること茲に悠久三千年に及び、國民は皇室を宗家として九千萬の大家族たる信念と事實を示し世界最古の善美なる國家を形成し、今や國運隆々昇天の意氣躍如たるものあるは、君臣一體のこの信念の發露であると申す外はありません。

二、我が國民の本分

我が日本民族は比較的恵れたる環境に、永く平和な且朗かな生活をつゞけて來た結果、隨つ

て平和、淡泊及び優しい氣質が十分に發達して、日本民族の本性とも謂はれて居ります。我が民族が樂天的であり、現實的なる性格は、この間に自然的に成長したのであります。

又忠君愛國は單なる標語でなく、列聖の國民を愛撫し給ひたる御徳と、我々の祖先が忠勤を抽んでた事實を顧る時、我等は言ふべからざる崇高な感情の高鳴りを禁じ得ません。

只こゝに注意すべきは、太陽の恩徳が餘り大きいため、平生これに馴れて却つてその恩徳を忘れる如く、我々國民も 皇室の德澤の宏大なるに馴れ、國家の恩徳に馴れ過ぎてはならぬとであります。

日本國民として、この有りがたき萬世一系の皇室をいたゞき、この國土に生れたる幸福を感謝し、國家發展のためには身命を賭して御奉公する心掛が心要であり、これが日本精神の顯れであることを決して忘れてはなりません。

三、國民としての婦人

國民の半數が女子であることは、國勢調査に俟つまでもない事實でありまして、それに男尊女卑とか女尊男卑とかいふ、優劣の意味をつけるのは甚だしい失當であります。

勿論時代的に又歴史的に、その様な現象が事實として現れたかも知れませんが、そのあやまりであることは申す迄もない所でありまして、男尊女尊であり、共存共榮でなければなりません。

元來男女は體質性能や其の職分に相違があり、互に他の足らぬ所を補充し合つて圓滿な家庭生活又は社會生活が營まれる實情からして、一方のみ重んぜらるべき譯はないのであります。

婦人はその天職使命が主として家庭にあるために、社會の表面には、主として男子が立つて

女性の社會奉仕 地味に而も遠に



居りますが、それは決して女子が劣等でもなく無能の爲でもないのであります。即ち職分の相違を物語つて居るに過ぎません。

女子が家庭の内部を整理し、子女の教養に専念することは、これこそ大きな國家的奉公と謂はねばなりません。けれども兎もすれば周圍に對する見聞がせまく、家庭利己主義に流れて、國家社會の福祉増進に關心を持つことが薄い嫌がないでもありません。

女子も近代的に目覺め、社會國家の事象や要求を取り入れて、時代におくれぬ子女の教養に努め、家政を處理するは勿論、社會公共のために、女子としての分野に於て夫相應の力を盡すことは、今日最も必要とする所であります。大日本聯合女子青年團に於て昭和五年以來女子青年公共生活訓練運動を廣く提唱して、女子の國家公共に對する奉仕を勸奨して來て居るのはこれが爲であります。

四、皇居並に神宮參拜、遙拜

二重橋前の廣場に跪き、至尊の在し給ふ皇居を拜する時、萬人ともに襟を正し敬虔の誠意を捧げ、五十鈴川のほとり古木鬱蒼たる清明境に 皇大神宮を拜しては、

なにごとのおはしますかは知らねども

かたじけなさに涙こぼるゝ

の感激は國民各人の起す至情であります。

皇居又は神宮には、是非とも一度なりとも親しく参拜したいとは誰人も念願する所でありますが、不幸その意を達し得ない人も、せめて遙拜してこの至情を捧ぐべきであります。

遙拜の方法として普通に行はれて居るのは先づ姿勢を正し、神宮の方向（場合により座の正面）に向ひて二拜、二拍手、一拜をなし、皇居には最敬禮をなすのであります。

五、國旗及び國歌

一、國旗

四大節（新年、紀元節、天長節、明治節）は勿論其の他國家の祝祭日、記念日等には國旗を軒頭に掲げ、比隣相和して精神的意氣を現はすことゝなつて居ります。故に國旗は毎戸必ず之を備へねばなりません。近頃これが闕行につき小學校兒童又は女子青年團員等が夫々努力して居るのは喜びとするところであります。

國旗は國民精神と國家の權威を象徴するもので、國籍の表示でありますから、國民は十分尊重してこれが取扱に遺漏なきを期せねばなりません。

我が日章旗は豊榮昇る旭日に象りたるもので、我が日本帝國に相應はしいのは今更申すまでもありません。

1 國旗の制式（明治三年太政官布告）

地は白地、日章は紅

寸法は縦七尺、横一丈（横と縦との比は三と二、一）

日章の直徑に四尺二寸（縦の五分の三）

竿は圓形の竹或は木でだんだら斑あり、竿冠は黄金の玉
以上は船舶等に用ふる旗の制式であつて、個人の家用ふる國旗の寸法も右と同一の割合で作ります。

2 國旗掲揚の方法と時刻

各家庭に於ては一旒を軒又は門に掲げ、家に向つて左方に掲げます。二旒を掲げるのは、特別の場合でありまして、普通個人の家では用ひません。旗と球とを密接させることに注意すべきであります。若し我が國旗と外國旗と同時に掲げる時は交叉させ、門外より見て我が國旗は右方に、外國旗は左方になるやう掲げます。

又弔旗は旗と球との間に一定の間隔を設け、國旗の幅と同一の黒布を上部につけ、球も黒布を以て包みます。

掲揚の時刻は、日出より日没までを普通といたします。

3 國旗掲揚式



學校又は團體等にて國旗掲揚式を舉行する場合は、豫め竿、網を用意し、國旗は竿の根際で

小机の上にたゝんでおきます。式をはじめの際は参列者整列の上、二人出て、一人は國旗を網に結び、他の一人は國旗を軽く捧げ持ち、地につけぬようにします。君が代吹奏又は合唱と共に静かに網をひいて旗を掲げ始める。君が代一唱中に竿頭まで掲げます。

室内の場合は竿の代りに天井近くに滑車を取付けておけばよろしいのです。

明治天皇御製

くもりなき旭日の旗に天照らす

神の御稜威を仰げ國民

二、國歌君が代

世界何れの國にも、夫々の國旗、國歌があり、又國華もある。我が國の日章旗、君が代及び櫻はそれであつて、日本國家、國民精神の發露を象徴して居るのであります。

國歌「君が代」は古今集に見ゆる

わが君は千代に八千代に細細れ石の巖となりて苔の蒸すまで

讀人知らず

から取つたもので、明治十三年宮内省で選ばれて作曲されたものであります。

その歌詞、韻律ともに壯嚴、雄大、優雅なことは世界各國の國歌中これに比すべきものを見ないのであります。我が日本の彌榮に彌榮ゆる表徴であります。

國民は君が代の吹奏や合唱を聞けば隨所に不動の姿勢をなして之れに和し、又敬意を表すべきであります。

六、祝祭日の家庭化

明治天皇御製

わが國は神の國なり神祀る

昔の手ぶりわするなよゆめ

我が宮中に於て祭祀を第一に重んぜらるゝ所以は、其の由來甚だ深いものがあります。政治のことを「マツリゴト」といふのは、清淨潔白、純一無雜の心を以て天祖を恭しくお祀りするその精神により政治を行つてゆかうとなさるゝ、即ち祭政一致が古來からの傳統であります。

我々はこの祭祀の本義を辨へ、國家の祝祭日を衷心より祝福し感謝する所がなければなりません。國家の重大なる祭祀が官衙、學校、軍隊等の擧式は素より、廣く國民のすべてが、その家庭にまで善く取り入れて、國旗を掲げ祝意を表するは勿論、神棚に櫛や花や夫々の供物を捧げて拜禮を行ひ、家族の全員が團欒して之を祝福すべきであります。大日本聯合女子青年團で數年前より祝祭日の家庭化を提唱して居るのは此の故であります。

七、法規の遵守

學校に校則があり、團體に規則があるやうに、國家には憲法や法律命令があつて、全體の秩序を維持し安寧を保たんことを期して居ります。故にこれ等法規は道徳と共にその精神を解し嚴守尊重する所がなければなりません。

立憲國家の立法には、國民の意思を關與させて之を作製し、諸法規は公布によつて實施され國民は法律命令によらずして、その自由を束縛され又は生命財産を奪はれる虞はありません。法治國民はよろしく法の精神を理解すると共に、これが活用を怠らぬよう心掛けることが肝要であります。特に直接關係ある二三を擧げて見ませう。

一、未成年者の禁酒禁烟 未成年飲酒禁止法并に未成年者喫烟禁止法は滿二十歳以下の者に適用されて居ります。蓋心身共に未成熟な少年にとりて、禁酒禁烟の必要は絮説を要しません。家庭に於ても青年團に於ても、互に相誡めてこれを勵行するよう、一段の注意を喚起し、努力

を希望します。

二、届出の勵行 出生は十四日以内に、死亡は七日以内に届出るのが、民法上並に戸籍法上の規定になつて居ります。又結婚した場合も直ちに届出をなすべきであります。内縁關係で放つておくことはよろしくありません。寄留届も速に行ふべきであります。

元來此等戸籍上の身分に變動を生じた場合は、速に公の手續を済まさねばなりません。戸籍は國家が政治を行ふ基本となるものであつて、就學、兵役、課税等の事務も、これが基礎となつて取扱はれることを知らねばなりません。故に届を怠つたり、事實を枉げたりするやうなことがあつては、公の秩序を紊し、又本人も後日禍を受くることにもなるのであります。

三、會則團則の尊重 團體の規則は、團體員の總意を結合した、相互の誓約と見るべきものであります。随つてこれに服従し、これを尊重することは、當然の務めであります。而して會にその形式だけでなく、その精神に則ることが肝要であります。

若し條文中時代の變遷に副はぬやうな場合が生じたときは、團體員の意見で適當に改訂を加

ふればよろしいが、現存する以上それは團體精神の表徴であるから、十分に之を活かしてゆかねばなりません。

八、納 税

或貧しい寡婦が、二人の子供を抱へて氣の毒な生活をしてゐるのを見兼ねて、或村長さんが通りがかりに立寄り、税金を猶豫してやりたい心持を語りました。然るにこの婦人は健氣にも税金はその自分の能力に應じて課せられるもの故、如何に苦しくとも第一の支出としてゐる心掛を聞かされ、大いに感心した話があります。その婦人は國恩を始め、社會の恩恵に平素感謝してゐる一人でありました。納税に對するこの婦人の心情が偲ばれるではありませんか。

納税は、憲法の條文に記された、國民の義務であります。

然るに世間には往々税金が高いといつたり、納入期におくれたりするやうなことがあります。が、それ等は、課税の實情を知らぬから起る苦情であります。故にそれ等の事情を成るべく、

一般に分るよう取計ふことは一面爲政者の親切でもあります。

九、女性と選舉肅正

本年は政府の音頭によつて、選舉肅正の一大運動が全国的に行はれたことは、周知の事實であります。府縣では夫々選舉肅正委員會を作り、數十人或は數百人の委員を任命して、大童の活動を見たのであります。

然らば何が故にかゝる大運動が行はれるに至つたか、それは申すまでもなく、從來の選舉に兎角不純な分子が混入されて、眞に立憲政治の機能が明朗に發揮されなかつたといふ事實から來たものであります。

今日はまだ婦人に參政權が與へられて居らぬけれども、婦人も國民の半數を占めて居り、且父夫兄弟やその子供の中、有權者である者は數知れぬ程の多數であるから、身近いこれ等の人々に働きかけて、買収、因縁、情實等に捉はれるの非を改めさせ、人物本位と政策に對する批

判力を養ふことは、新時代の婦人として、公共的精神涵養上必要であり、かくてこそ社會國家の福祉増進に寄與すべき所以であります。

一〇、銃後の訓練

今日は世界比隣といふ時代でありますから、若し歐洲の一角に血腥い戦雲が漲り始めたとなれば、我が國とて、全然對岸の火災視して晏如たる譯には参りません。今日の世界情勢から見ると、軍備が國家を保護する國防と、世界平和の保障とのために益々必要なるは、何人も痛感する所でありまして、軍備の撤廢などは單なる空想に過ぎません。

帝國臣民で滿十七歳より滿四十歳までの男子は、すべて兵役に服する義務があります。而して我が軍隊の精銳無比なるは、國民の最も信頼する所でありますが、併し今日の戦争は、この軍隊のみでなく國民全般の戦であります。故に男子にして直接兵役に服せない者は勿論、女子も亦一丸となつて、所謂銃後の務めに渾身の努力をする必要があります。

銃後の務めには女子は女子として、其の體力・能力に應じた動作や作業を、平時に於て適當に訓練すべきであります。

一一、國民教育

次代を負擔すべき後繼者に對する教育の適否は、將來國運の興廢に重大なる關係がありますので、何れの國に於ても、夫々の國民の教育については大いに努力を拂つて居ります。

而して國民教育の眼目は申す迄もなく、忠良なる國民の育成にあると共に、主として學校教育に依存するのであります。我が國では小學校の義務教育を國家が強制して居りますが、それ以上の教育の發達も頗る著しいものがあります。

今日我が國運が旭日昇天の勢を以て世界的に躍進ぶりを示せるは、種々の原因に基きますが明治維新以來、國民教育の發達に負ふ所最も多きは何人も首肯する所であります。

然るに從來の教育は知育に偏し、動もすれば人格の養成に缺くる所があるとの非難がありま

す。彼の上級學校の青年學徒の間から、不穩なる思想の持主が輩出せる如きは少くともその一例と見られるのであります。

蓋し彼等は未だ經驗に乏しく、祖國の有難さを十分に味得せず、徒に新を追ひ、而もその頭腦が餘りに科學的に陶冶されて來たためたと謂はれますが、これは無理からぬ觀察であると思はれます。

故に今後國民教育のよりよき發達を庶幾するには、他面家庭教育並に社會の振興を圖り、彼是相挾けてその成果を完うすべきであります。これ目下重要な教育的動向であると信じます。

第六章 國際親善

一、眞の國際觀念—人類愛

世界大戰後、人類が戰爭の慘禍に戰慄するの餘り、大いに國際觀念を養ひ、人類愛を高揚し



— ユニ米北が員會字十赤年少の校學小某北東
るゐてつ作なみ挾紙る贈に童兒の州ク—

な現象でありました。

世界平和を鼓舞し、一にも二にも國際的であり人道的でなければならぬと叫ばれた時代がありました。その爲めに國家的であり國民的でなければならぬと云ふ反面を、忘れたかの如き風さへ起つたのであります。日本では特に此風潮が高く、却つて大戰の本舞臺にあつた歐洲の各國に、表面には世界平和を標榜する假裝の裡に、寧ろ極端の國家主義、民族主義が着々根柢を培つてゐたのに比べて、寔に奇異

我が國は明治初年から凡そ三四十十年の間、歐米の物質文化に陶醉するの餘り、歐米のことゝ云へば、何んでも良いもの、優秀なものである、自ら稱して日本は劣等國である、日本人は劣等民族である、などと云ふ所謂歐米崇拜の風が著しかつたのであります。自主的な外交も行はれず、強國追従の、今から考へて見ると如何にも不見識な外交であり、諸事模倣、追隨、盲崇であつたのであります。これには種々の理由もあつたので、徒に先人の不明と不甲斐なさを非難する譯には参りません。寧ろ蕞爾たる東亞の一小國、しかも鎖國太平の夢を見てゐた唯我獨尊の愛らしき小冠者が、一躍世界文化の隆々たる檜舞臺に一役をかつて出たのであるから、ドギマギしたのも無理のないことで、畢竟するに、國力の弱小と云ふ基礎的條件が然らしめたのであります。日清戦役の三國干渉をなぜ拒絶しなかつたか、賄甲斐ない奴等だと、今から憤慨して見たところで何んにもならぬ話であり、當時の狀勢を認識しての上からの非難でなくては當らぬ話であります。

國際聯盟脱退を契機として、幾度か脱け出でようと、あせりにあせつた模倣追従の風は、國

家的にも國民的にも一まづ精算され、自主獨往の國民的氣魄が澎湃として起つたのであります。併しながら、唯我獨尊は個人としても、民族乃至國家としても、到底永續すべきものではありません。基礎に於て自主的でなければなりません、同時に排他的であつてはなりません。東洋の盟主を以て任ずる日本は、道義國日本として眞の國際精神を發揚し、人類平和堅持のために、廣き高き大國民的態度を以て勇往邁進しなければなりません。

二、來らんとする皇紀二千六百年

皇紀二千六百年、何んと云ふ誇らしき言葉でせう。悠久數千年の神代の聖世は別として、神武天皇御即位の年を紀元として、二千六百年を迎へるのであります。世界の人々が何んと申さうとも、皇統連綿萬世不易の二千六百年の歴史を持つ民が何處にあらう。エチオピヤは唯一のこれに似た帝國でありました。私達は、それが單に形の上だけで似てゐると云ふだけでも、何んだか親しみがあつたのであります。併しその可憐な黑人帝國も、風前の燈と云ふよりも、既に

賢い行爲が正しい道德と考へる歐米人の視界から離れ、國際聯盟もこの執拗な亡者を拂ひのけようとする、若干のものがきをやつてゐる現状であります。

二千六百年は無爲な歲月の経過ではない。歴史には耀々たる光彩があるのであります。而して正に四年後の皇紀二千六百年祭を期して、眞の日本の姿を世界に展観して、恰も明治維新前後、日本人が歐米の文化に對し、眩しさを感じたと同様の場面を現出したいものであります。

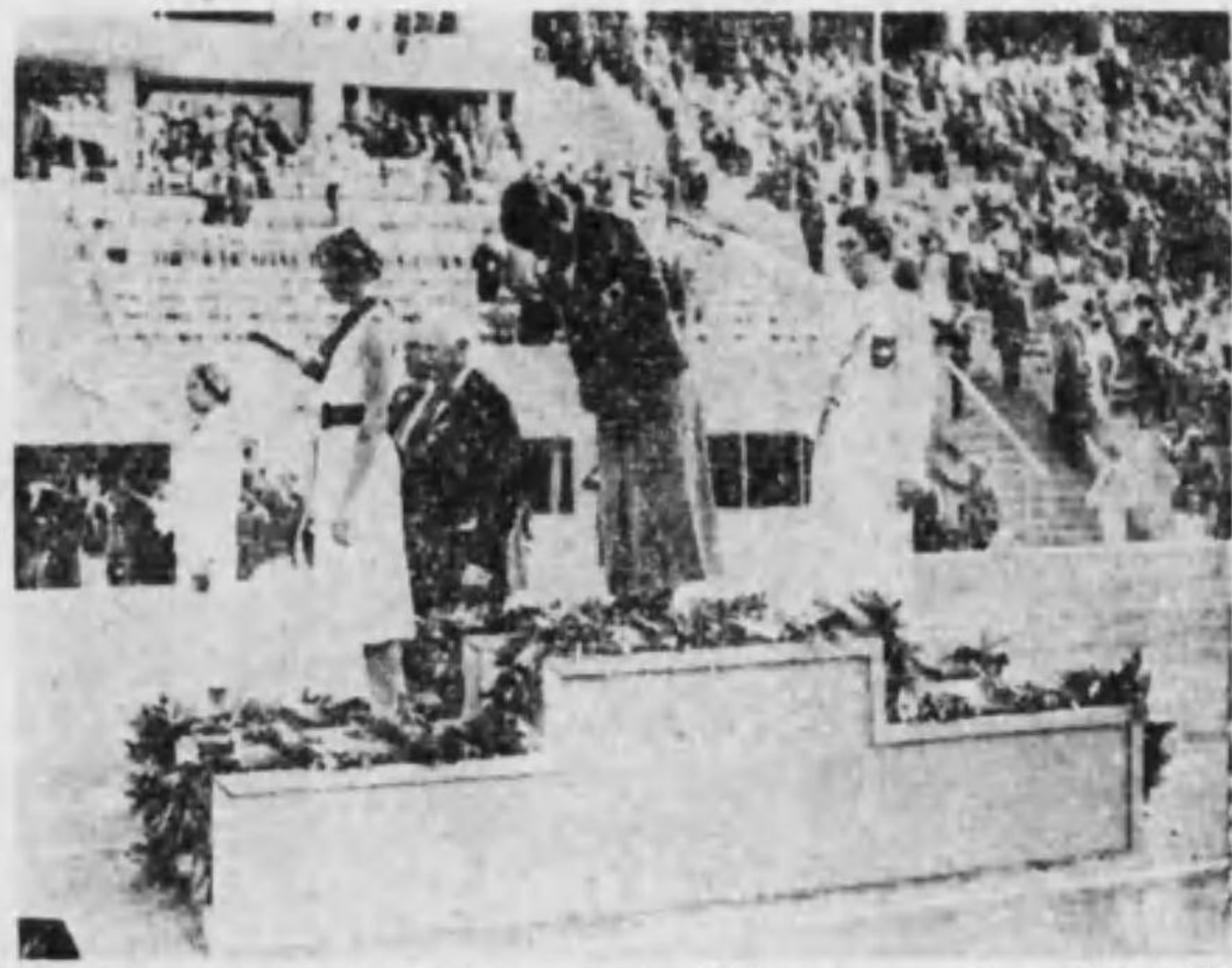
それには國民としても相當の覺悟がなければなりません。それかと申して、外國人におもねる爲めに、強ひて外國流のエチケット(社交心得)を最上のものでしたり、外國語を語らなければ紳士の資格がない、衣食住の慣行も外國式に改めねばならぬ、などと考へてはなりません。そんな考では何時まで経つても、自主的な國民となり得ないのであります。誰が見ても眞に恥づき風習は斷乎として改めなければなりません。日本は日本で歐米の延長ではないことを根本に考へ、それかと申して獨りよがりではなく、大局から見て日本の長所を、よく海外人に諒解せしめるよう心掛けねばなりません。

三、オリンピック東京に来る

皇紀二千六百年祭は正に國民的歡喜の坩堝であります。而して、人類平和のシンボルとして世界人の尙しく憧憬する第十三回オリンピック大會が、此の年に東京で開かれることになつたのであります。

この大會を東京に招致するまでの國民の焦慮がどんなであつたかは、なほ新しいことではありません。それにつけても思ひ浮べられるのは、徒に狂喜狂舞の餘り非常識な振舞をしたり、國辱的な言動で外人に迎合したりしてはなりません。

今回獨逸で開かれた第十二回オリンピック大會では、日本の派遣選手も水陸共に相當の成績をあげ、そのスポーツ精神に於いて敢て列國に比し遜色なかつたやうであつたが、遺憾なく申せば日本の體育は第一流とまで行かない。特に女子に於ては一二の優秀選手を除けば、その感を深うすると云ふことであります。これは選手だけの問題でなく、國民一般の體育の向上にかか



第二十回リムピツ女子二百米平泳に優勝した前知媛

る問題であります。前にも述べたことであるが、四年後の否國家百年の計を定むるには、女性の健康増進乃至體位向上を度外してはなりません。

女性のスポーツ進出については兎角の議論もありますが、其の弊害は極力これを避けることに努力すると共に、正常なる女性スポーツは大いに奨励しなければなりません。學校スポーツのみが女性スポーツの全部であつてはなりません。而して目前に迫つてゐる東京の大會でも女性日本の地位を確保するの必要があり、一人の選手の後には千人萬人の献身的

努力を惜んではならぬと思ひます。

四、女性國際親交

事は細かいが、赤十字少女團員、少女團員、學童、女學生などの國際的文書の交換、少女使節人形使節など、それが直接國交上とだけだけの効果をあげ得たかなどと、正面切つて検討するが如き野暮でない限り、寔に國民外交として好まじきことでありませう。

女子青年團、婦人會などでも、強ひて奇を好むと云ふ態度であつてはならぬが、相當の手續を踏んで、府縣聯合國なり全日本聯合國に於て斡旋し、かかる企をすることも、最早時宜を得たものではないかと考へるのであります。日本女性の藝術的手藝品を、海外の同性に贈ることも出来ませうし、更に未知の世界を見るの機縁ともなつて、不知不識の間に動もすれば狭小になりがちな女性の眼界を廣めることになりませう。

餘 録

一、他山の石 獨逸に於ける女性労働奉仕運動

イ、労働奉仕

労働奉仕運動は、ナチス獨逸に於ける最も大なる意義と重要性を有する、全國的大風潮である。

男子十八歳より二十五歳までのうち、約六ヶ月間、指定せられた場所に共同宿營して、各種の職業に従事せる者又は學生等一團となつて、土地改良、道路改良、植林、開墾その他の事業にたづさはり、労働の體驗を眞面目に味つて居る。其の人員は約二十五萬人に達し、宿營は一、千二百六十箇所に設けられて居る。

かくして身體の鍛鍊と勤勉、秩序、自制、清潔、禮儀、服従等の諸徳を養ひ、傍ら青年相互間に友情を厚くし、各種の職業者同志も知り合ひとなり、互に尊敬し合ふに至るのである。



郷土労働場に於ける女性労働奉仕運動

労働を單なる金錢取得の手段と見たり、又これを商品視して賣買するやうな見解を打破しようとするのであるから、獨逸青少年は悉く一度は、國民に對する名譽の奉仕として勞役に従事すべきだとされて居る。

従つてその教育的價値は頗る高く評價されてゐるのも當然である。

ロ、女性の労働奉仕

婦人の労働奉仕は女性の天性に適した方法により、婦人の尊い特性を自覺せしめ、且これを助長せしむるのを目的として居る。而して婦人の労働奉仕のプログラムは、婦人の能力及び勞務の教育的價値によつて選擇せら

れる。

婦人の労働奉仕は次の三種に大別される。

- 1、家事及び社會的補助労働をして居る少女の教育を主とするもの。
即ち炊事、洗濯、裁縫、園藝、養育及び救護を要する者に對する慈善事業等がそれである。
- 2、將來農業に従事せしむるために、再教育を施すもの。
即ち少女達は農村労働奉仕道場に於て、必要な労働についての教育を受け、その後附近の適當なる農場にて暫時働かされるのである。
- 3、移民事業に對する労働奉仕道場を主眼とするもの。
即ちこれ等の道場は、農民移植開墾地に開設せられ、移植者に對する家庭内、厩舎、庭内及び耕地内に於ける援助を與へるにある。
かゝる内に婦人の精神的身體的鍛錬が行はれ、道場に於ける生活は相互の友情を培ひ、他面には國家的觀念並に將來主婦として又母親としての任務への意識が與へられる。
女子を收容する道場は全國に約四百あつて、現に奉仕にいそしんで居る婦人は約一萬二千人

を超えてゐる。これを要するに労働蔑視の風を根絶せしめ、階級的自負心並に憎惡を除き、労働なる名稱を、すべての獨逸人にとつて名譽の名稱となる迄に引上げようといふにあつて、この労働奉仕は男子にとつては義務教育と兵役義務と同様、獨逸青年の榮譽ある義務であり、民族に對する奉仕である。労働奉仕が國民の教育學校と呼ばれて居る所以はこゝにある。

二、奉仕を讀へた金言詩歌

明治天皇御製

ともすればうきたちやすき世の人の

心の塵をいかでしづめむ

今もなほふみわけがたき深山路を

開きし人の昔をぞ思ふ

小山田の畔のほそ道細けれど

ゆづりあひてぞしづは通へる

もろともに助けかはしてむつびあふ

友ぞ世にたつ力なるべき

わたつみの波のよそにもへだてなく

親しむ友はある世なりける

○

意識にして後心正し。心正しうして後身修まる。身修まつて後家齊ふ。家齊うて後國治まる。國治まつて後天下平なり。(大學)

○
私は一つの痛切な願ひを持つてゐる。それは、私がこの世に住んだが故に少しだけ世の中がよくなつたといふことが確かめられるまで生きたいといふことだ。(リンカーン)

○

國民は各々自己の天職に全力を盡すべし。これ即ち祖國に奉公するの道なり。(ゲーテ)

○

國を有ち家を有つ者は、寡きを患へずして均しからざるを患ふ。(孔子)

○

命も要らず、名も要らず、官位も要らぬ人は、始末に困るものなり。この始末に困る人ならでは、艱難を共にして、國家の大業を成し得ざるものなり。(西郷隆盛)

○

最高の政治標語は、「自由」にあらず、「平等」にあらず、「同胞主義」にあらず、將「共同一致」

にあらず、たゞ「奉仕」なり。(アーサー・クロー)

○ 勤儉なる人をば公共の恩人として尊敬すべく、浪費を事とする人をば公敵として惡むべし。

(スマイル)

○ 精力の善用は自他の共榮。(喜納治五郎)

○ 協力の仕事に於て吾人が先づ第一に心すべきことは、多をして一となすべく、衆の裡に自己の心を没することである。(ケラッドストーン)

○ 餘りあるを待ちて人を濟へば終に濟ふの日なく、暇あるを待ちて書を讀まば必ず書を讀むの時無し。(古語)

○ 一人で十人前の仕事をするよりも、十人に十人前の仕事をさせた方がよい。(ムーア)

○ 正しき生涯を送れる男子にして、婦人の愛に淨められ、婦人の勇に勵まされ、婦人の智に導かれざるものなし。(ラスキン)

三、神社の正しい拜み方

並に玉串奉奠拜禮の作法

我が國に於て神社の祭禮は、何れの地方も季節は概ね九月から十月にかけて各々例祭が行はれてゐる。

洵に明治以降の急激な文化の興隆は、つひに古くから傳來した日本固有の幾多の習俗をして、惜氣もなくこれを外國化し、又は外國化までは行かなくとも、或は近代化と稱して、そこには

昔ながらの姿など跡方もなくけし飛ばされたものも決して少くないが、ひとり我が神社の祭禮と、國民の神社に對する崇敬の心とだけは、今も昔と變りはない。

神社の拜禮は、尊崇の誠信を表はす一の形式であるから、苟くも誠だに有するなら、それ等象形上のことは、深く吟味するの要はあるまいと云ふ向きもあるが、それも一面の理窟としては勿論通らぬ言ひ分でもなからうが、然し何れの場合何處に於ても、人間儀禮と云ふことはさう粗末に取り扱つてそれでよいといふ筈のものではない。神拜の教範にも「至誠を形に表したるもの即ち禮なり」とあるが、而し内に崇敬のまごころが篤ければ篤いほど、深ければ深いほどに、その人々のこれに對する外形も亦求めずして丁重に傾くものであることは、所謂自然の發露であつて、それはどうすることも出来ない事實であらう。明治天皇の御製に

わが國は神の末なり神まつる

昔の手振り忘るなよゆめ

と仰せられてあるのは、畏れ多くも誠にいみじい限りである。

茲に等しく丁重と云ひ、慇懃と云つても固より或程度に於て自ら限りをつけなければならぬ。彼の人と人との間に交歡する會釋や禮にしても、同一の場面で五度七度と矢鱈に例の頓首拜を繰り返へす様は、丁寧が通り越して隨分おかしく見えるやうに、神社に對しても別に祝詞を奏上するでもないのに、五分も十分もの長時間ちつと頭を垂れつゞけてゐるのや、又は拍手をうつものにも兩の手を無暗に張り上げたりして拜むのも、あまり體のよいものではない。これに反して整つた一定の方式による拜禮は、敬虔の念慮の表れと相俟つて、横から見ても縦から眺めても實に嚴かなものである。我等は神社を參拜するに當つては、つとめてこの正しい作法によつて行ひたいものである。

拜のこと 神拜の作法は、すでに内務省告示によつて一定されてゐるもので、則ち伊勢の皇大神宮に對し奉る八度拜の外は、何れの神社も一樣に二拜二拍手と定められてゐるのである。

神拜には、立拜と跪拜との場合によつて自づとその作法も異つてくるが、茲には一般的である立拜についてのお話をすることにしよう。

第一圖



先づ簡單にこの「拜」と云ふことから申し上げるなら、これは「ヲロガム」と訓じ即ち折れ屈むことで究極するところは、自己を神に捧げるの表現である。その正しい作法は、

一、立ちたるまゝ左右の手を膝前に置き、上體を前に屈折する。この時兩手の指先は徐ろに膝がしらの下方までさげるのである。その屈折し終りたる時の姿態は、第一圖の如く上體は頭と腰とを殆んど平衡せしめるのである。この場合特に注意を要するのは、腰を折つて決して膝を折つてはならぬ。

拍手のこと 次に拍手について申上げる。この

拍手は一に至誠を表白するもので、その作法は第二圖の如く、

一、兩の手を胸の通りのところに、指先を少し前上に向けて手頭に合せ、次に右手の指先を左手の第一節の邊に引き、靜に拍ち合はすのである。

そして拍ち終つたならば始めのやうに、右手の指先を左手の指先に、整頓せしめて後に解くのである。

揖のこと 第三は揖についてあるが、この揖と云ふのは、謂はゞ普通の禮で、お辭儀又は會釋に相當するものと解してよい

第二圖



第三圖



ものである。

揖には小揖と深揖とがあつて、立揖の作法は全く立拜の作法と同じであるが、只腰を折る度合が浅く、両手の指先も膝がしらの上部で止めるのである。第三圖は立揖の深揖を示してゐるのであるが、小揖は更に圖よりも稍々浅くする。以上は拜、拍手、揖の基手動作であるが、二拜、二拍手と云ふのは、つまりこれを作法に従つて連続すればよいのである。たゞこの場合、二拜といつても實際に腰を屈する禮の動作は、小揖、深揖、添への一拜等、前後を通じて都合七度となることを承知してゐなければならぬ。

連続した一動作 さてそれでは、二拜二拍手の神拜は一貫してどういふ順序に行はれるかと云ふと、先づ始め

揖前に向つて約四、五歩のところまで止り小揖をする(第三圖の稍浅いもの)。そして静に左の足から始めて三步前進する。(神拜は前進の時は足は必らず左から始め後退する時は右足からする)。そこで再び止まつて、今度は深揖をする。(玉串を奉奠する場合はこゝで更に一步を進み、玉串を案上に捧げて一步後退して元の位置に止まり、そこで拜に入るのであるが、それは後章に述べることとして、こゝでは玉串を省いた拜だけの場合を語る)。

さきの小揖からこの深揖までは、所謂俗に云ふ會釋の域で、まだ眞個の拜には入つてゐないのであるが、さてこの深揖を終つたら、敬虔の念を以て一度軽く神殿に注目する。そして愈々拜にうつるのである。即ち第一圖の拜を二度繰り返へし、次いで第三圖に示す拍手の姿勢にうつり、静に二度手を拍つ。この場合両手を開く度合は凡そ肩の幅までを適當とするのである。拍手が済めば、感の餘り一拜を添へると云うて、こゝでまた第一圖の拜を一度加へ、而して更

に深揖をするのである。この深揖を終へて右足から三步後退して止まり、そこで最後の小揖をする。あとは直ちに自席に向つて自由に方向をとり、そのまま元の席につくたり歸るなりするもので、この連続した處作が、定められた我が神社に對する正しい立拜の作法である。

玉串奉奠

次に玉串奉奠拜禮の作法であるが、玉串は敬虔の誠を致すところの個人的幣帛である。

先づこの作法を一口に云へば、

手水を使ふ

次に 玉串を捧持し、神前に進みて一揖

次に 玉串を案上に捧ぐ（玉串は葉の表

を上にし木の本を神前に向く）。

次に 二拜、二拍手、一拜、添への一拜

一揖して神前を下る。



この順序を一貫すると、つまり前段に述べた拜のうち、深揖を終つて拜にうつる間に案上に捧げるのであつて、その持ち方は甲圖に示す如く、

左手で上部を、右手で下部をとつて左高に捧持し、之を奉奠するには、左手を右手の元に下し、本を神前に向け、其中程を葉のうらから右手で持ち、その右手の甲に左掌を添へて、神の下座の方（神前に向つて左）から靜に案上に置くのである。

第 乙 圖



（乙圖は正に案上に置かんとするところを示してゐる）。

—— 東京府社芝大神宮社掌吉村重定氏の誌並にその模範動作 ——

339
1316

昭和十一年十月廿五日 印刷

昭和十一年十月三十日 發行

公共 女性奉仕の要領

定價金十錢

大日本聯合婦人會
大日本聯合女子青年團

代表者 野田松平

文部省內 財團社會教育會
代表者 片岡重助

東京市小石川區丸山町一四

東京市神田區錦町三ノ一七

白鳳社印刷所

不許
複製

著作者

發行者

印刷者

頒布所

東京市芝公園
第十二號地

社會教育會

振替 東京五五三五〇番

終

